

練馬区在宅療養のための I C T 推進事業

補助金交付申請に係る誓約書

年 月 日

練馬区長 殿

事業所の所在地
法人名・事業所名

代表者名 印

練馬区在宅療養のための I C T 推進事業補助金（以下「I C T 推進事業補助金」という。）の交付を申請するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 I C T 推進事業補助金により取得したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末（以下「モバイル端末等」という。）については、専ら I C T ネットワークを活用した情報の共有に使用し、その目的以外に利用しないこと。
- 2 I C T 推進事業補助金交付要綱に基づき提出した補助金交付申請内容に変更があった場合は、速やかに事業内容の変更を届け出ること。
- 3 I C T ネットワークの運用に当たっては、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版（平成 29 年度 5 月厚生労働省）に基づき、適切な運用管理を行うこと。
- 4 I C T 推進事業補助金により取得したモバイル端末等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまでの間、区長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しないこと。
- 5 誓約に違反した場合は、I C T 推進事業補助金交付要綱に基づき、補助金の返還、違約加算金および延滞金の納付を行うなど、区長の指示に従うこと。
- 6 その他必要事項については、誠意誠実をもって対応すること。